二	規則八―一八第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験であって、同規則第五条第一項の規定により区分されたもの　当該区分された採用試験の結果に基づいて作成された名簿であって、対象名簿以外のもの

５・６　（略）

（名簿の有効期間）

第十四条　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。

一	規則八―一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　五年
二	規則八―一八第三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験　六年六月
三	規則八―一八第三条第二項第一号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験　六年
四	規則八―一八第三条第三項第十二号に掲げる採用試験　一年三月

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行前に効力が発生した規則八―一八（採用試験）第三条第三項第十二号に掲げる採用試験に係る採用候補者名簿の有効期間については、この規則による改正後の規則八―一二第十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分又は傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分又は傍線部分のように改める。

改正後			
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）			
一　任免			
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則八―一二（職員の任免）　第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第	任命結果通知書　採用候補者が採用される時期につい	七年	廃棄

改正前			
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）			
一　任免			
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則八―一二（職員の任免）　第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第	任命結果通知書　採用候補者が採用される時期につい	七年	廃棄